

平成 28 年 7 月

会員各位

一般社団法人日本国際知的財産保護協会 事務局

入会金及び会費規程の改訂（平成 29 年 4 月 1 日実施）
及び
会員年度の変更（平成 30 年 1 月 1 日実施）
について

平成 28 年 6 月 21 日（火）に開催されました平成 28 年度定時会員総会において、「入会金及び会費規程の改訂」及び「会員年度及び会費（国内会費・国際会費）の徴収時期の変更」に関する議案が提案通りに承認されました。

1. 入会金及び会費規程の改訂

新しい入会金額及び会費額は、参考として添付しております「入会金及び会費規程 別表」の通りです。

この新会費等の施行は、平成 29 年 4 月 1 日からですので、ご注意ください。

また、新会費規程から、新入会員、若手会員、アカデミア等に対する 50%減額制度を導入します。

2. 会員年度及び会費（国内会費・国際会費）の徴収時期の変更

平成 30 年 1 月 1 日より、会員年度が 1 月 1 日から 12 月 31 日となります。これに伴って、年会費の徴収時期は、従来の 4 月から 1 月に変更となります。

また、会員年度の移行期にあたる平成 29 年度分の年会費徴収額につきましては、下記の通りとなりますので、ご注意ください。

・平成 29 年会員年度：

会員年度の変更に伴う移行期として、平成 29 年度のみ、会員年度を平成 29 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの **9 か月**とし、国内及び国際会費の徴収額を、新会費規程に基づく会費額の **4 分の 3 の金額**を従来通り平成 29 年 4 月に徴収させていただきます。

（参考）平成 29 年会員年度の会費徴収額の例：

個人：

国内会費：26,250 円

国際会費：120 スイスフラン

営利法人：

(資本金 5 億円を超える営利法人)

国内会費：82,500 円

国際会費：120 スイスフラン

(資本金 5 億円以下の営利法人、一般法人、任意団体)

国内会費：52,500 円

国際会費：120 スイスフラン

注) 国際会費は、本部規定に従うとともに、日本円での会費額は、会費徴収時の為替レートにより変動いたします。

・平成 30 年会員年度：

平成 30 年 1 月 1 日より、暦年による新会員年度（1 月から 12 月）が開始となります。新会員年度の開始に伴い、新会費規程に基づく国内及び国際会費を平成 30 年 1 月に徴収させていただきます。

(参考) 平成 30 年会員年度の会費徴収額の例：

個人：

国内会費：35,000 円

国際会費：160 スイスフラン

営利法人：

(資本金 5 億円を超える営利法人)

国内会費：110,000 円

国際会費：160 スイスフラン

(資本金 5 億円以下の営利法人、一般法人、任意団体)

国内会費：70,000 円

国際会費：160 スイスフラン

注) 国際会費は、本部規定に従うとともに、日本円での会費額は、会費徴収時の為替レートにより変動いたします。

なお、暦年とは異なる事業・会計年度において当協会の会費を予算計上されている場合は、平成 29 年度のみ、当該年度において平成 29 年会員年度分（9 か月分）及び平成 30 年会員年度分（12 か月分）の 1 年 9 か月分の国内及び国際会費をお支払いしていただくことになるため、必要に応じて予算確保の手続きをしていただけますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

会員年度（会員期間）	会費徴収時期	国内及び国際会費額
平成 29 年会員年度 (平成 29 年 4 月から 12 月 : 9 か月)	平成 29 年 4 月 (従来通り)	<u>新会費規程に基づく会費額の 4 分の 3 の金額</u>
平成 30 年会員年度 (平成 30 年 1 月から 12 月 : 12 か月)	<u>平成 30 年 1 月</u> (会費徴収時期の変更)	<u>新会費規程に基づく会費額</u>

なお、当協会の事業年度及び会計年度は、従来通り 4 月から翌年 3 月までとなり、変更はございません。

何かご不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせください。

会費規程の改訂、並びに会員年度及び会費徴収時期の変更についてご承知おき頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(問合わせ先)

一般社団法人日本国際知的財産保護協会

(AIPPI・JAPAN) 総務部

TEL : 03-3591-5301

FAX : 03-3591-1510

E-mail : japan@aippi.or.jp

— 参 考 —

(入会金及び会費規程)

- ・ [平成 29 年 4 月 1 日からの「入会金及び会費程」](#)

主な変更内容：会費金額の見直し

- ・ [平成 30 年 1 月 1 日からの「入会金及び会費規程」](#)

主な変更内容：会員年度及び会費徴収時期の変更（会員年度：4 月から翌年 3 月の 1 年間から 1 月から 12 月の暦年への変更）

(入会金及び会費規程 (平成 29 年 4 月 1 日施行) 別表)

1. 入会金

(1) 正会員

- | | |
|-------------------|-----|
| 1) 個人 | 0 円 |
| 2) 営利法人、一般法人、任意団体 | 0 円 |
| 3) その他 | 0 円 |

- | | |
|----------|-----|
| (2) 賛助会員 | 0 円 |
|----------|-----|

2. 会費

(1) 正会員

ア. 国内会費

- | | |
|-------|----------|
| 1) 個人 | 35,000 円 |
|-------|----------|

なお、以下の場合、50%減額する。ただし、重畳適用はしない。

- a. 入会年度及びその翌年度 (ただし、再入会の場合は適用しない。)
- b. 満 36 歳未満
- c. 常勤の教員、研究者、学生
- d. 常勤判事
- e. 知財庁職員

- | | |
|-------------------|--|
| 2) 営利法人、一般法人、任意団体 | |
|-------------------|--|

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| a. 資本金 5 億円を超える営利法人 | 110,000 円 |
| b. 資本金 5 億円以下の営利法人、
一般法人、任意団体 | 70,000 円 |

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 3) 公益法人、特殊法人等、独立行政法人、
地方公共団体、大学 | 50,000 円 |
|------------------------------------|----------|

イ. 国際会費

本部の規定にしたがう

- | | |
|----------|----------|
| (2) 賛助会員 | 50,000 円 |
|----------|----------|